

# 釜石市地元企業優先発注に係る実施方針

## 1 目的

本市の地元企業の受注機会の確保及び育成並びに地域経済の活性化を図るため、地元企業優先発注に係る実施方針を定め、関係法令を遵守しつつ、地元企業への優先発注を推進する。

## 2 運用対象

本市の全ての公共調達（工事、業務委託、物品、印刷製本、修繕、賃貸借）を実施方針の適用対象とする。

## 3 業者の区分及び定義

区分	定義
市内業者	① 市内に本社、本店を有する業者 ② 市外に本社、本店を有するが、市内に支社、支店、営業所等を有し、その代表者に見積、入札、契約締結、契約代金の請求及び受領の権限が与えられている業者
市外業者	市外に本社、本店、支社、支店、営業所等を有する業者

## 4 実施方針

原則として、市内業者を選定する。

なお、本方針は、本市の公共調達から市外業者を排除することを目的とするものではない。

対象及び対象範囲	取扱要領
◎公共工事  市が発注する次の契約 ・建設工事(建築工事、土木工事、 その他の工事)の請負 ・施設修繕(小規模工事)	ア 原則として、市内業者を選定する。 イ 市内業者では対応できないとき又は市内業者だけでは競争性が確保できないときは、業者の有する資格、実績並びに雇用する技術者の有する資格、人数及び経験等（以下「業者の有する資格等」という。）を総合的に勘案して、市外業者に 対象を拡大する。 ウ 事業の効率的執行及びコスト縮減を図る観点を踏まえた上で分離分割発注に努めることとし、市内業者の受注の確保を図る。 エ 建設工事を受注した者が下請業者を選

	<p>定するときは、市内業者を優先して選定するよう努めてもらう。</p> <p>オ 建設工事を受注した者が建設資材等を利用するときは、可能な限り市内産資材を優先して利用するよう努めてもらう。</p>
<p>◎公共工事に係る業務委託 市が発注する次の契約</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設工事に関する測量、調査、設計及び工事監理等の業務委託(以下「建設コンサルタント等の業務」という。)</li> </ul>	<p>ア 原則として、市内業者を選定する。</p> <p>イ 市内業者では対応できないとき又は市内業者だけでは競争性が確保できないときは、業者の有する資格等を総合的に勘案して、市外業者に対象を拡大する。</p>
<p>◎上記以外の業務委託 市が発注する次の契約</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設コンサルタント等以外の業務委託、土木施設を含む維持管理等の業務委託及びその他の業務委託</li> <li>・情報システム調達関係の業務委託</li> </ul>	<p>ア 原則として、市内業者を選定する。</p> <p>イ 市内業者では対応できないとき又は市内業者だけでは競争性が確保できないときは、業者の有する資格等を総合的に勘案して、市外業者に対象を拡大する。</p>
<p>◎物品調達、印刷製本、その他 市が発注する次の契約</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・物品の購入</li> <li>・印刷製本</li> <li>・修繕</li> <li>・賃貸借</li> </ul>	<p>ア 原則として、市内業者を選定する。</p> <p>イ 市内業者では対応できないとき又は市内業者だけでは競争性が確保できないときは、業者の有する資格等を総合的に勘案して、市外業者に対象を拡大する。</p> <p>ウ 印刷を主たる業務としていない業者に、企画又はデザインと併せて印刷を発注するときは、可能な範囲で分離発注し、市内業者の受注の確保を図る。</p>

※ 選定に当たっては、原則、市営建設工事等請負資格者名簿及び物品購入等競争入札参加資格者名簿に登録された業者（以下「登録業者」という。）から選定することとする。（登録業者が有していない資格及び特殊技術を有している未登録業者については除く。）

## 5 指名理由の確認

(1) 財政課に入札の執行を依頼する場合において、市内業者以外の者を指名するときは、各課等は、起案に指名理由を明記し、その起案を財政課に合議することとする。財政課は決裁過程においてその理由を確認するものとする。

※案件によっては、釜石市工事指名選考委員会に付議することとする。

(2) 財政課を介さない契約において、各課等が市内業者以外の者を指名するときは、指名理由を明記し、決裁過程において各課等においてその理由を確認するもの

とする。

#### 6 その他

財政課を介さない少額の契約において、汎用的な物品等を購入するときは、担当者は入札参加資格者名簿に登録された「市内業者」を優先するのはもちろんのこと、單一年度及び複数年度の中長期においても同一業者に発注が偏らないよう心掛けるものとし、管理職においては起案の決裁を行う際に「市内業者」優先が遵守されていること及び偏った発注になっていないかの確認を行うものとする。

#### 7 施行期日

令和2年9月1日